

高知市指定管理者業務評価委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理の適正を期することを目的として、指定管理者の管理の業務，経理の状況等に係る評価を行うため、高知市指定管理者業務評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、指定管理者の管理の業務，経理の状況等に係る評価に関する事項について審査又は審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。ただし、市長が適当と認めるときは、第2号に掲げる者のみで組織することができる。

(1) 学識経験者

(2) 本市職員

2 委員会に委員のうちから選任する委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

5 前各項に規定するもののほか、委員並びに委員長及び副委員長の選任その他委員会の組織について必要な事項は、規則で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2を超える出席がなければ、会議を開くことができない。

(資料提供その他の協力等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成30年10月31日までの間に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成30年10月31日までとする。

高知市指定管理者業務評価委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市指定管理者業務評価委員会条例（平成29年条例第 号。以下「条例」という。）に基づく高知市指定管理者業務評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第1号の委員は、3人以内とする。

2 条例第3条第1項第2号の委員は、第1号に掲げる者をもって充てるほか、第2号から第4号までに掲げる者のうちから市長が任命する2人以内とする。

- (1) 総務部副部長の職にある者
- (2) 財務部副部長の職にある者
- (3) 行政改革推進課長の職にある者
- (4) その他市長が指名する者

3 条例第2条の規定に基づき審査又は審議の対象となる公の施設の指定管理者となろうとし、又は指定管理者となった団体の代表者、役員その他利害関係にある者は、委員会の委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第4条 条例第3条第2項の委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 委員長 前条第2項第1号に定める者
- (2) 副委員長 前条第2項（第1号を除く。）に掲げる者のうちから委員長が指名するもの
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。